


裁判長印  
認



調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	平成 2 7 年 (受) 第 1 4 4 5 号
決 定 日	平成 2 8 年 3 月 1 0 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 一 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	山 浦 善 樹 櫻 井 龍 子 池 上 政 幸 大 谷 直 人 小 池 裕
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 判 決 の 表 示	知的財産高等裁判所平成25年(ネ)第10109号(平成27年4月28日判決)
<p>裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。</p> <p>第1 主文</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 本件を上告審として受理しない。</li><li>2 申立費用は申立人の負担とする。</li></ol> <p>第2 理由</p> <p>本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。</p> <p>平成28年3月10日</p> <p>最高裁判所第一小法廷</p> <p>裁判所書記官 竹 内 信 俊 </p>	



## 当事者目録

申立人	一般財団法人世界聖典普及協会
同代表者代表理事	佐々木 茂
同訴訟代理人弁護士	脇田 輝次
相手方	公益財団法人生長の家社会事業団
同代表者代表理事	久保 文剛
同訴訟代理人弁護士	内田 智



これは正本である。

平成28年3月10日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 竹内信俊

